

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年5月31日

東京都作業部会確認年月日 令和元年6月5日

(契約変更日に伴う再確認日 令和元年10月9日)

(契約変更に伴う再確認日 令和2年9月9日)

(契約変更に伴う再確認日 令和2年10月14日)

事業名 競技会場における飲食提供業務委託（オリンピックスタジアム外 21 会場）

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
<p>経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること</p>	<p>本件は、競技会場における選手、選手団等への飲食提供に係る委託業務である。</p> <p>よって、大会に必要な経費として、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費の 4 分の 1 相当額を東京都が負担する事項である。</p> <p>(令和元年 10 月 8 日 追記)</p> <p>なお、契約目途額の増額変更に伴う増額部分についても、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項である。</p> <p>(令和 2 年 9 月 8 日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、大会延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。</p> <p>(令和 2 年 10 月 14 日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、大会延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。</p>	
<p>事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること</p>	<p>本件は、大会オペレーションの一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と言える。</p>	

<p>経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か など)、効率性 (適正な規模、 単価かなど)、 納得性(類似の ものと比較し て相応かなど) 等の観点から 妥当なもので あること</p>	<p>必要性</p>	<p>本件は、競技会場内での飲食提供業務を委託する事業であり、大会の成功には必須である。</p> <p>(令和元年10月8日追記)</p> <p>そのうえで、入札の不調を受け、各ステークホルダーのニーズを満たすサービスレベルを実現し、持続可能性及びセキュリティ等を確保するためには、契約目途額の増額変更が必要となったものと認められる。</p> <p>(令和2年9月8日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、今回の契約変更は、大会延期を受けて委託済業務のサンクコストを清算するものであり、現時点で手続を進める必要がある。</p> <p>(令和2年10月14日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、今回の契約変更は、大会延期を受けて委託済業務を一時中断するための業務及び2021年の大会実施に向け必要な準備を行うための業務の委託であり、現時点で手続を進める必要がある。</p>	
	<p>効率性</p>	<p>本件は、類似性のある会場毎にグルーピングし発注することで受託事業者数をできる限り抑えており、受託事業者それぞれで対応が必要となるセキュリティ要件、調達コードの遵守などオリンピック特有の要件に係る経費を最小限に抑えられるよう配慮されている。</p> <p>(令和2年9月8日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、今回の契約変更では、サンクコストを不課税取引として整理し、追加経費の削減に努めている。</p> <p>(令和2年10月14日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、今回の契約変更では、追加委託の業務範囲及び期間を必要最低限とする等、追加経費の削減に努めている。</p>	

	納 得 性	<p>本件は、複数者の見積もりを徴取し、比較検討の上、発注額を計上している。</p> <p>さらに、一般競争入札「総合評価方式」により、請負事業者を決定することとしている。</p> <p>(令和元年10月8日追記)</p> <p>なお、組織委員会は、事業の遂行を確実に担保する観点から、グループ2~4について更にグルーピングし、一括で「特命随意契約」とすることとしている。</p> <p>(令和2年9月8日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、今回の契約変更では、サンクコストの内容、必要性、支払根拠等について受託者に対し精査しているとしており、一定の納得性は担保される。</p> <p>(令和2年10月14日 契約変更に伴う追記)</p> <p>なお、今回の契約変更では、業務量が必要最低限となるよう精査する等、受託者との交渉を重ねており、一定の納得性は担保される。</p>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<p>本件は、競技会場の運営の一環として無償で提供する食事費用を計上しており、大会運営に必要な業務であることから、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>併せて、発注金額がV3予算内に収まっていることを確認した。</p> <p>(令和元年10月8日追記)</p> <p>なお、今後の発注案件についても精査を徹底し、確実にV3予算内に収めること。</p> <p>(令和2年9月8日 契約変更に伴う追記)</p> <p>延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱いが未定であるため、当面、組織委員会の負担とする。</p> <p>(令和2年10月14日 契約変更に伴う追記)</p> <p>延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。</p> <p>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱いが未定であるため、当面、組織委員会の負担とする。</p>		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。